

Ⅳ 暴風警報・自然災害等の緊急時における大学の授業・試験の取扱いについて

原則として、可能な範囲で平常どおりの授業を行う。

ただし、台風や地震等の大規模な自然災害が発生した場合は、下記のとおり授業及び試験について休講等の措置をとることがある。

記

自然災害（地震・洪水・噴火・台風などの自然現象が直接原因となって起こる災害）が発生した場合の全学休講について

1. 自然災害による休講の基準

- (1) 札幌市または石狩市に大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪のいずれかの特別警報が発令された場合
 - ①午前7時までに特別警報が発令された場合は、午前の授業等を休講とする。
 - ②午前11時までに特別警報が発令または解除されない場合は、午後の授業等を休講とする。
 - ③授業開始後に特別警報が発令された場合は、次の講時以降の授業等を休講とする。
 - ④特別警報でなくても、警報の段階で学生の安全確保等のため必要があると判断した場合は、休講等の措置を行うことがある。
- (2) 札幌市または石狩市に震度5弱以上の大きな揺れを伴う地震が発生し、構内で授業を行うことが困難な状況になった場合
 - ①授業開始前に発生した場合は、午前の授業等を休講とする。
 - ②授業開始後に発生した場合は、次の講時以降の授業等を休講とする。
- (3) 上記のほか、藤女子大学 危機管理規程第7条により、危機管理本部の指示で休講等の措置を行うことがある。

2. 休講等の措置の周知

授業の休講又は代替措置を講じる場合は、状況確認後にポータルサイト F-Station、学内掲示及び大学のホームページにより周知する。

3. 救済措置

- (1) 授業等を休講した場合は、教務部及び授業担当教員の判断により、補講その他代替措置を講じることがある。
- (2) 試験を延期する場合は、新たな実施日程等を掲示及び大学のポータルサイト F-Station により周知する。

4. 警報等の確認方法

警報等の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ等の報道により行うものとする。

5. その他

授業等を休講した場合は、原則として、課外活動は、全て禁止するとともに、学内施設も閉鎖する。